令和９年度大田区職員各種健康診断検査項目別仕様書

１　定期健康診断

（１）定期健康診断（巡回健診）

実施時期　甲の指定する時期（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前９時から午前 11 時 30 分まで、午後１時から午後３時 30 分までを受付時間として健診を実施できるよう手配する。

実施場所　甲が指定する施設で実施する。実施期間及び実施場所については は別途協議する。この期間に受診できなかった者については、乙施設で受診する。

対 象 者　大田区職員及び区議会議員のうち乙施設健診対象者以外の職員

検査項目

項目	内容
身体計測	身長、体重、BMI、体脂肪測定（BIA 法）
問診	家族歴、既往歴、業務歴、自覚症状、嗜好等、標準的な質問を含めた内容の調査
血圧測定	安静時座位にて測定
内科診察	心音聴取、呼吸音聴取、頸部診察、保健指導
尿検査	蛋白、糖、潜血
血液検査①	血色素量、赤血球数、白血球数、AST、ALT、γ-GT、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、HbA1c、尿酸、クレアチニン、eGFR
血液検査②	乳酸脱水素酵素、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ、ロイシンアミノペプチターゼ、総ビリルビン、アミラーゼ
胸部Ｘ線直接撮影	正面１枚
視力検査	遠見 5m、近見 50ｃｍ
総合判定及び結果報告	個人報告書を含む
心電図検査	安静時 12 誘導

35 歳以上は以下項目もあわせて行う

聴力検査	1,000Hz、4,000Hz ※34 歳以下は会話法等を用いてもよい
腹囲計測	

40 歳以上 74 歳以下は以下項目もあわせて行う

血糖検査	空腹時血糖

・内科診察の診察医は臨床生涯学習に努める等必要な資格・能力を備えた者を配置する。また、必要な場合は、保健指導を行う。

・胸部Ｘ線の読影は、複数名の医師が行い、うち１名は肺がん診療に携わる医師もしくは放射線科医とする。また、見落としを防ぐため、複数名の医師が別々に読影をし、判定をする二重読影を行う。

結果判定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。検査項目毎に判定し、さらに総合判定を行う。

結果報告　個人結果報告書については、健診終了後、迅速に納品すること。その他の事項は以下のとおり。

ア　検査項目毎に判定し、さらに総合判定を行う。

イ　甲への提出書類及び媒体は次のとおりとする。

（ア）定期健康診断結果集計表

受診率、判定指示区分別人数等を集計する。

（イ）ＣＤ－Ｒ

ＣＤ－Ｒは下記プログラムを内蔵する。

a　受診者及び未受診者一覧表、健診結果一覧表、有所見者一覧表及び紙面出力（１期間単位・月単位、健診終了後一括等、甲が指定する時）

b　人事委員会及び労働基準監督署提出用の集計及び紙面出力（甲が指定する時）

c　検査データはCSVファイル形式とし、文字コードはShift-JISとする。

（ウ）その他、集計可能な場合で甲が必要となった集計資料

（エ）東京都職員共済組合及び公立学校共済組合の送付用データの作成

健診結果については、上記の他、高齢者の医療の確保に関する法律及び関連省令に基づく医療保険者送付用データを、厚生労働省の定める「特定健診の電子的なデータ標準様式」及び「40歳未満の事業者健診結果情報の報告のためのファイル仕様」等の電子的標準様式に基づき作成のうえ、それぞれの保険団体に分けた形で収録した電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を健診実施月の翌月末日までに納品すること。データ作成にあたっては、東京都職員共済組合員及び公立学校共済組合以外の記録は除外すること。なお、東京都職員共済組合の分については、東京都職員共済組合へ直接納品すること。本データについて、東京都共済組合から乙へ連絡をする場合がある。

（オ）その他

（エ）に該当しない職員について、甲より指示があった場合には、

健診結果について、高齢者の医療の確保に関する法律及び関係省令に基づく医療保険者送付用データを、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づき作成のうえ、それを収録した電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を健診翌月末日までに納品すること。

実施体制

ア　会場設営等

（ア）甲の指定する会場へ出張し、実施する。

（イ）健診機材及び必要な物品は、乙が準備する。

（ウ）可搬式レントゲンを配備できることが望ましい。

レントゲン車を駐車する場合には、通行人から内部が見られないよう対策を講じ、全ての会場でのプライバシー保護に十分配慮する。

（エ）会場設営は２時間以内とする。

イ　健診時のスタッフ

（ア）健診には現場責任者（常勤職員）を配置し、甲との連携を密にとる。

（イ）検査終了後、検査項目の漏れがないか最終確認するスタッフを配置する。

（ウ）各検査時に、スタッフは注意を口頭及び掲示により周知する。

（エ）１日（６時間程度）当たりの予定受診者数を最大 300 人と想定し、滞りなく健診が実施できるだけのスタッフを配置する。

（オ）配置されたスタッフは、滞りなく健診が進行するよう以下のとおり実施する。また、検査方法や注意事項の説明を十分に行う等、受診者の接遇に配慮する。

a　受付

(a)受診者及び問診票、受診票を確認する。

(b)受診者名簿を作成する。

(c)大腸がん検診、肺がん検診、尿検査の検体容器を回収する。なお、検体容器は必ず本人確認を行い、取り違えがないよう注意する。

(d)胸部Ｘ線直接撮影受診の有無を確認する（妊娠中及び妊娠の可能性の有無等）。

b　身体計測

(a)デジタル身長計で測定する。

(b)体重及び体脂肪測定の際は、着衣に相当する平均重量を差し引く。

(c)体脂肪測定にて下肢での測定が困難な場合は、上肢用体脂肪計にて測定する。

c　問診

(a)プライバシー保護に配慮して実施する。

(b)問診票、受診票をもとに個人面接で聞き取り調査する。

d　血圧測定

(a)測定回数は原則２回とし、その２回の測定値の平均値を提出値とする。ただし現場の実施状況に応じて、１回測定についても可とする。

(b)血圧値が高めな場合は深呼吸等、リラックス後測定する。

e　内科診察

(a)診察医は、臨床生涯学習に努める等必要な資格・能力を備えた者を配置する。

(b)診察時に事前の調査内容、当日の検査結果から必要に応じて受診者に医学的助言をする。

(c)心雑音、心拍不整脈等を中心に心音聴取、呼吸音聴取、頸部診察等を行う。

(d)自覚にて腹部症状を訴える受診者に対しては、腹部診察を行う。

f　尿検査

(a)尿検査は精度管理上新鮮尿にて定性試験を行う。

(b)中間尿を採取するよう掲示等により十分周知する。

(c)当日の食事状況及び食後時間を確認する。

g　採血

(a)受診者の苦痛を和らげるために、熟練した有資格者が実施する。

(b)手袋、採血ホルダー、使用済み針等は衛生面に配慮し消毒等適切に扱う。

(c)座位での採血が不安な受診者に対し、簡易ベッドを用意し実施する。

(d)採血後の脳貧血、内出血等が生じた場合は、速やかに診察医及び責任者に報告し、その指示に基づいて適切な処置をする。

(e)止血の確認を行い、必要に応じて止血バンド等の処置をする。

h　胸部X線直接撮影

受診票の氏名及び受診番号と受診者本人を確認して撮影する。

i　視力検査

測定結果が、前回と極端な相違があった場合は、受診者に確認のうえ、再測定を行う。

j　心電図検査

(a)筋電図、交流障害、基線の動揺等が混入しないよう注意する。

(b)前年度の結果や記録より、不整脈等の必要があれば記録時間を延長する。

k　聴力検査

騒音を遮断するような測定環境を整備し、聴力計を設置して検査を実施する。

l　腹囲測定

(a)受診者に検査方法を口頭及び掲示により周知する。

(b)プライバシーに配慮して測定する。

m　点検

健診終了後、項目等の漏れがないか確認し、問診票、受診票を回収する。

（カ）各検査を実施するスタッフは、必要な資格と能力を有する者を配置する。

（２）定期健康診断（乙施設健診）

実施時期　令和９年４月～10 月（議員　令和９年 10 月～11 月）

実施場所　乙施設
対 象 者　定期健康診断を乙施設で実施する職員及び区議会議員
受診日時　甲から提供される対象者について、甲と協議の上乙が受診日時を割り振る。受診日時については、甲の指定する書式（エクセルデータ）に入力し、オンラインストレージにて甲に提供する。なお、受診日時の変更は、対象者が直接乙の予約センター等へ連絡し行う。
検査項目　「１　定期健康診断（巡回健診)」の検査項目に準ずる
実施体制　「１　定期健康診断（巡回健診)」の「実施体制 イ　健診時のスタッフ」に準ずる。
判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。
結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

２　採用時健康診断
（１）新規採用職員
実施時期　令和 10 年１月～２月頃
実施場所　甲施設又は乙施設
対 象 者　新規採用職員
検査項目　「１　定期健康診断（巡回健診)」の検査項目のうち、血液検査②及び空腹時血糖を除く項目とする。年齢を問わず、聴力検査、腹囲計測を実施する。
判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。
結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

（２）会計年度任用職員
実施時期　令和９年４月～10 月頃
実施場所　甲施設又は乙施設
対 象 者　会計年度任用職員
検査項目　「１ 定期健康診断（巡回健診)」の検査項目に準ずるが、年齢を問わず、聴力検査、腹囲計測を実施する。
判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。
結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

３　胃がん検診
（１）バリウム検査
実施時期　定期健康診断と同時実施　（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　乙施設

対 象 者　年度末年齢 40 歳以上の希望する職員（胃部内視鏡希望者を除く）

検査項目

項目	内容
胃部Ｘ線デジタル撮影	デジタル撮影８枚以上 ※検査終了後、検査後の諸注意を説明し、下剤を配布する
総合判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

（２）胃部内視鏡検査

実施時期　定期健康診断と同時実施　（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　乙施設または乙指定医療機関

対 象 者　年度末年齢 45、55 歳の希望する職員（バリウム検査希望者を除く）

検査項目

項目	内容
胃部内視鏡検査	デジタル撮影、薬剤含む
判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　胃部内視鏡の判定は、消化器専門医が行う。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

（３）ピロリ菌検査

実施時期　定期健康診断と同時実施（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　過去に受診履歴のない定期健康診断受診者

検査項目

項目	内容
ピロリ菌検査	血液検査
判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

４　婦人科系がん検診

実施時期　定期健康診断と同時実施　（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　乙施設

対 象 者　（１）子宮頸がん検診（年度末年齢 20 歳以上の希望する職員）

（２）ＨＰＶ検査（子宮頸がん検診を希望する年度末年齢 30 歳の職員）

（３）乳がん検診（年度末年齢 35 歳以上の希望する職員）

検査項目

項目	内容
子宮細胞診	内診・膣指膏顕微鏡検査
ＨＰＶ検査	ＨＰＶ検査
マンモグラフィー検査	マンモグラフィー・２方向撮影
乳房超音波検査	乳房超音波検査
総合判定及び結果報告	個人報告書を含む

・専門医（婦人科・外科）による総合判定をする。

・マンモグラフィー検査は複数の検診マンモグラフィー読影認定医師によるダブルチェックを行う。

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

５　大腸がん検診

（１）便潜血検査

実施時期　定期健康診断と同時実施（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　年度末年齢 35 歳以上の職員（大腸内視鏡検査希望者を除く）

事前準備　乙は、甲より受領した対象者の情報をもとに、下記の書類等を作成し,定期健康診断受診票等を封入する封筒に同封して納品する。なお、甲に予備のセットを納品する。

・便採取容器
・便採取説明書
・便採取シート

} 専用の袋等にセットし、封入する。

検査項目

項目	内容
便潜血２回法	金コロイド比色法
判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

（２）大腸内視鏡検査

実施時期　令和９年４月～10 月（議員　令和９年 10 月～11 月）

実施場所　乙施設または乙指定医療機関

対 象 者　年度末年齢 49、59 歳の希望職員

検診実施　事前検査日に個人面接による調査、次回の内視鏡の予約、諸注意を行い、内視鏡検査実施時に必要な書類、検査薬等を対象者に渡す。

検査項目

項目	内容
大腸内視鏡検査	デジタル撮影、薬剤含む
判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　読影は、同一画像を消化器専門医複数名がチェックする。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

6　肺がん検診

実施時期　定期健康診断と同時実施（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　喫煙歴がある 50 歳以上の職員

事前準備　乙は、甲より受領した希望者の情報をもとに、肺がん検診質問票、喀痰採取容器、喀痰採取説明書等を１人ずつセットにして必要数納品する。なお、甲で保管する予備を用意する。

検査項目

項目	内容
問診票による自覚症状調査	
喀痰細胞診	３日分
判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定

・熟練した国際細胞検査士が行う。

・悪性が疑われる細胞が発見された場合には、必ず２名以上の国際細胞検査士による判定を行い、細胞診指導医による確認判定を行う。

・定期健康診断で実施した胸部Ｘ線直接撮影の判定も考慮する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

7　前立腺がん検診

実施時期　定期健康診断と同時実施（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　年度末年齢 55 歳の男性職員

検査項目

項目	内容
ＰＳＡ検査	血液検査

判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

８　腹部超音波検査

実施時期　定期健康診断と同時実施　（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　乙施設

対 象 者　年度末年齢 50 歳の希望職員

検査項目

項目	内容
腹部超音波検査	肝臓、膵臓、胆のう、腎臓、脾臓
判定及び結果報告	個人報告書を含む

・日本超音波医学会が認定する健診領域もしくは消化器領域の超音波検査士の資格を有する技師が検査する。

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

９　Ｔスポット検査

実施時期　定期健康診断と同時実施

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　甲の指定する職員

検査項目

項目	内容
Ｔスポット検査	血液検査
判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

10　風しん抗体検査

実施時期　定期健康診断と同時実施

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　甲の指定する職員

検査項目

項目	内容
風しん抗体検査	血液検査
判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

11　情報機器作業従事者健康診断

（１）配置前

実施時期　定期健診と同時実施

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　新規採用職員等のうち１日２時間以上情報機器作業を行う職員

事前準備　受診票等を封入する封筒は、定期健康診断の封筒に同封する。

検査項目

項目	内容
問診	業務歴、既往歴、自覚症状の有無の調査
視力検査	5m・50cm、裸眼又は矯正視力・左右両眼視力
斜位検査	基準により眼位検査を追加実施
自覚乱視検査	50cm　左・右
屈折検査	オートレフラクト使用
調節機能検査	近点距離測定
診察	眼位、筋・骨格系等　必要により筋・骨格系に関する視触診、眼位検査（カバーアンカバーテスト等)
総合判定及び結果報告	個人報告書を含む

※自覚症状については、視器及び筋・骨格系・ストレスに関する症状

（２）定期

実施時期　定期健康診断と同時実施

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　１日２時間以上情報機器作業を行う者のうち、希望する職員

事前準備　受診票等を封入する封筒は、定期健康診断の封筒に同封する。

検査項目

項目	内容
問診	業務歴、既往歴、自覚症状の有無の調査
視力検査	5m・50cm、裸眼又は矯正視力・左右両眼視力
斜位検査	基準により眼位検査を追加実施
診察	眼位、筋・骨格系等　必要により筋・骨格系に関す

	る視触診、眼位検査（カバーアンカバーテスト等）
総合判定及び結果報告	個人報告書を含む

※自覚症状については、視器及び筋・骨格系・ストレスに関する症状

配置されたスタッフは、滞りなく健診が進行するよう以下のとおり実施する。

ア　問診

（ア）問診は個人面接の聞き取り方式で行う。

（イ）事前配布した調査票をもとに、作業内容、作業時間、自覚症状等を確認する。

イ　視力検査、自覚乱視検査

（ア）遠見５m、近見 50 ㎝視力の左右両眼測定をする。

（イ）近見 50 ㎝視力で自覚乱視検査を実施する。

ウ　屈折検査

オートレフラクトメータを使用し実施する。

エ　斜位検査（眼位検査）

50 ㎝眼位計を使用する。

オ　調節機能検査

近点計を使用し実施する。

カ　診察

上記検査で必要と思われる受診者に、医師による眼位検査（カバーアンカバーテスト)、筋・骨格系に関する検査を実施する。

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

12　Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルス検査

実施時期　定期健康診断と同時実施（議員　定期健康診断と同時実施）

実施場所　定期健康診断と同じ

対 象 者　新規採用職員及び未受診者

検査項目

項目	内容
ＨＢｓ抗原検査	血液検査
ＨＣＶ抗体検査	血液検査
判定及び結果報告	個人報告書を含む

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診)」の結果報告に準ずる。

13　Ｂ型肝炎ワクチン接種

実施時期

（１）事前検査　令和９年４月～７月

（２）ワクチン接種　第１回　令和９年８月（対象者数によって日数を決定する。）

第２回　令和９年９月（対象者数によって日数を決定する。）

第３回　令和 10 年２月（対象者数によって日数を決定する。）

（３）事後抗体検査　令和 10 年３月（対象者数によって日数を決定する。）

実施場所　乙施設もしくは指定医療機関等

対 象 者　甲が指定する職員

検査項目

項目	内容
事前血液検査（ＲＰＨＡ法）	ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体、ＨＣＶ抗体、判定
ＨＢワクチン接種	１人３回接種
事後肝炎ウイルス検査（ＲＰＨＡ法）	ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体、判定

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は乙の判定基準に基づき判定する。

結果報告

・「１　定期健康診断（巡回健診）」の結果報告に準ずる。

・事前血液検査結果報告時に、ワクチン接種が必要な職員について報告する。

14　深夜業従事者健康診断

実施時期　令和９年７月～８月及び令和 10 年１月～２月

実施場所　令和９年７月～８月は定期健康診断と同時実施

令和 10 年１月～２月は甲施設又は乙施設

対 象 者　深夜業従事職員

検査項目　「１　定期健康診断」の検査項目のうち、血液検査②、胸部Ｘ線直接撮影を除く項目とする。

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診）」の結果報告に準ずる。

15　海外派遣労働者健康診断

実施時期　甲の指定する日（帰国時及び出国時）

実施場所　乙施設もしくは指定医療機関等

対 象 者　甲の指定する職員

検査項目

項目	内容

身体計測	身長、体重、BMI、体脂肪測定（BIA 法）
問診	家族歴、既往歴、業務歴、自覚症状、嗜好等、標準的な質問を含めた内容の調査
血圧測定	安静時座位にて測定
内科診察	心音聴取、呼吸音聴取、頸部診察、保健指導
尿検査	蛋白、糖、潜血
血液検査①	血色素量、赤血球数、白血球数、AST、ALT、γ-GT、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、HbA1c、尿酸、クレアチニン、eGFR
血液検査②	乳酸脱水素酵素、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ、ロイシンアミノペプチターゼ、総ビリルビン、アミラーゼ
胸部Ｘ線直接撮影	
視力検査	遠見 5m、近見 50ｃｍ
心電図検査	安静時 12 誘導
腹囲計測	
聴力検査	1,000Hz・4,000Hz
総合判定及び結果報告	個人報告書を含む

40 歳以上 74 歳以下は以下項目もあわせて行う

血糖検査	空腹時血糖

医師の指示により次の検査を追加実施する場合がある。

項目	内容
ウイルス検査	Ｂ型肝炎ウイルス抗原・抗体検査
血液型検査	ＡＢＯ式及びＲｈ式
糞便塗抹検査	帰国時に限る
胃部Ｘ線デジタル撮影	
腹部超音波検査	

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診）」の結果報告に準ずる。

16　石綿健康診断

実施時期　令和９年７月～８月及び令和 10 年１月～２月

実施場所　令和９年７月～８月は定期健康診断と同時実施

令和 10 年１月～２月は甲施設又は乙施設

対 象 者　甲が指定する職員

（１）第一次健康診断

項目	内容

問診	家族歴、既往歴、業務歴、自覚症状、ばく露状況、嗜好等の調査
胸部Ｘ線直接撮影	正面１枚
総合判定及び個人票への記入	

※胸部Ｘ線の読影は、複数名の医師で行う。

（２）第二次健康診断

項目	内容
問診	家族歴、既往歴、業務歴、自覚症状、ばく露状況、嗜好等の調査
診察	
総合判定及び個人票への記入	
胸部ＣＴ検査	

判　　定　甲の指定する判定基準に基づき判定する。個別に指定しない場合は、甲と協議の上決定する。

結果報告　「１　定期健康診断（巡回健診）」の結果報告に準ずる。